平成２５年（フ）第７１号
栃木県那須烏山市志鳥3289番地３、前住所栃木県那須烏山市志鳥2896番地２
債務者　星　　惠子
１　決定年月日時　平成25年２月27日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
５　免責審尋期日　平成25年３月29日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第７４号
栃木県宇都宮市西川田南１丁目44番17号　グランドハイツＢ棟201号室、前住所栃木県宇都宮市西川田南１丁目44番17号　グランドハイツＣ棟101号室
債務者　海藤　麻美
１　決定年月日時　平成25年２月28日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
５　免責審尋期日　平成25年４月12日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第７９号
栃木県宇都宮市富士見が丘４丁目19番26号
債務者　行木　知美
１　決定年月日時　平成25年３月１日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
５　免責審尋期日　平成25年３月29日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２５年（フ）第５０号
東京都西東京市柳沢３丁目６番29号紅梅ハイツ102号
破産者　高橋　　舞（旧姓勇川）
１　主文　当裁判所が平成25年２月18日にした破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所が「東京都小金井市梶野町３丁目２番７号第２フラッツ203」とあるのを「東京都西東京市柳沢３丁目６番29号紅梅ハイツ102号」と更正する。
２　決定年月日　平成25年３月１日
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２４年（フ）第１１２号
広島県福山市御幸町大字森脇186番地９
破産者　藤本　文子
１　決定年月日　平成25年３月１日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第１５３号
岡山県岡山市北区庭瀬267番地９　ハッピー庭瀬Ｂ102、旧住所広島県福山市引野町２丁目39番１号　グリーンパーク山本Ａ101
破産者　岡野　　準
１　決定年月日　平成25年３月１日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第１７２２号
札幌市清田区里塚緑ヶ丘10丁目１番２号
破産者　田中　昇次
１　決定年月日　平成25年３月４日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２２３８号
札幌市北区北27条西11丁目６番８号
破産者　杉本　幸彦
１　決定年月日　平成25年３月４日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４号
宮城県気仙沼市上田中１丁目３番地５　藤荘３号
破産者　鈴木奈保美
１　決定年月日　平成25年３月４日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２４年（フ）第７号
宮城県気仙沼市上田中１丁目３番地５　藤荘３号
破産者　鈴木　英喜
１　決定年月日　平成25年３月４日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２４年（フ）第７８６号
埼玉県川口市戸塚東１丁目24番25号
破産者　吉池　　誠
１　決定年月日　平成25年３月４日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第９６５号
埼玉県蓮田市緑町２丁目１番８号
破産者　千葉　克巳
１　決定年月日　平成25年３月４日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第４０号
長野県下伊那郡阿智村智里762番地４
破産者　小松　勝文
１　決定年月日　平成25年３月４日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２４年（フ）第２５号
静岡県賀茂郡河津町縄地524番地、旧住所静岡県賀茂郡東伊豆町稲取1588番地
破産者　渡邉　幸代
１　決定年月日　平成25年３月４日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所下田支部

平成２３年（フ）第６５３１号
堺市堺区北庄町１丁１―24、開始決定時の住所堺市堺区南三国ヶ丘町２丁２番１号
破産者　室垣　良照
１　決定年月日　平成25年３月４日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２３１９号
大阪府枚方市御殿山町12番17号
破産者　殿崎　晴三
１　決定年月日　平成25年３月４日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部